

ID: 1013

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	前面道路の幅員に関する特例の認定		
例 規 名 根 拠 条 項	東京都建築安全条例第 10 条の 2 第 1 項		
例 規 番 号			
【基準】 ① 建築物の周囲の空地の状況により安全上支障がないと認められる場合 ・「建築物の周囲の空地の状況」とは、建築物の敷地内において広い空地を設けた状況等をいう。 ・「安全上支障がない場合」とは、通行上の安全を第一義とし、防火上及び避難上の安全も考慮する。 ・通行上安全：当該敷地に入出入りする自動車の頻度が少なく、歩車道分離により敷地内外の歩行者の安全が確保される場合。 ・防火上安全：耐火建築物等で、隣地等から 1.5 メートル以上離れている場合。 ・避難上安全：道路又は公園、広場等公共的空地まで有効に避難できる場合。 ② 土地及び周囲の状況により安全上支障がないと認められる場合 ・「土地及び周囲の状況」とは、建築物の敷地が公園などの土地と接続している敷地外の状況及び敷地周囲の道路状況や建築物の密集の度合など地区特性の状況をいう。 ・「安全上支障がないと認められる場合」とは、①と同様の状況にあり、第 2 項第 3 号のように敷地の一部を道路状にした場合等をいう。 安全上の支障の有無については、所轄警察署の意見を参考にして認定する。 [出典] 社団法人東京建築士会：東京都建築安全条例とその解説（改訂 33 版），平成 21 年 10 月 20 日			
標準処理期間	30 日		
備考	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第 2 条の表 12 の項ホ		
設 定 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日